柏崎刈羽原子力発電所第6号標	幾 設計及び工事計画審査資料
資料番号	KK6 添-2-074(比較表) 改 0
提出年月日	2023年12月1日

先行審査プラントの記載との比較表

(VI-2-2-別添 1-1 地下水排水設備に係る施設の耐震計算書の方針)

2023年12月

東京電力ホールディングス株式会社

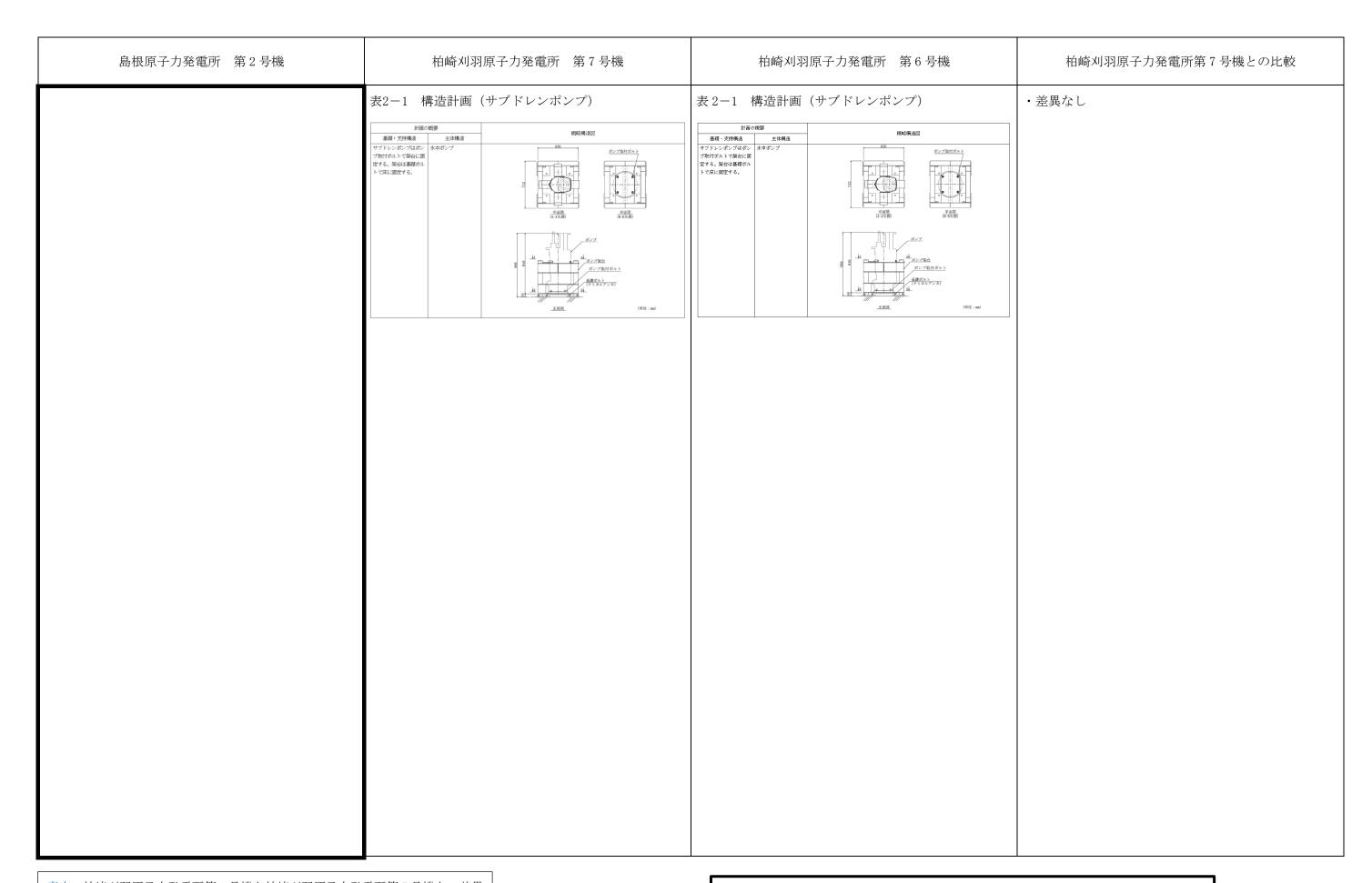
本資料のうち、枠囲みの内容は、機密事項に属しますので公開できません。

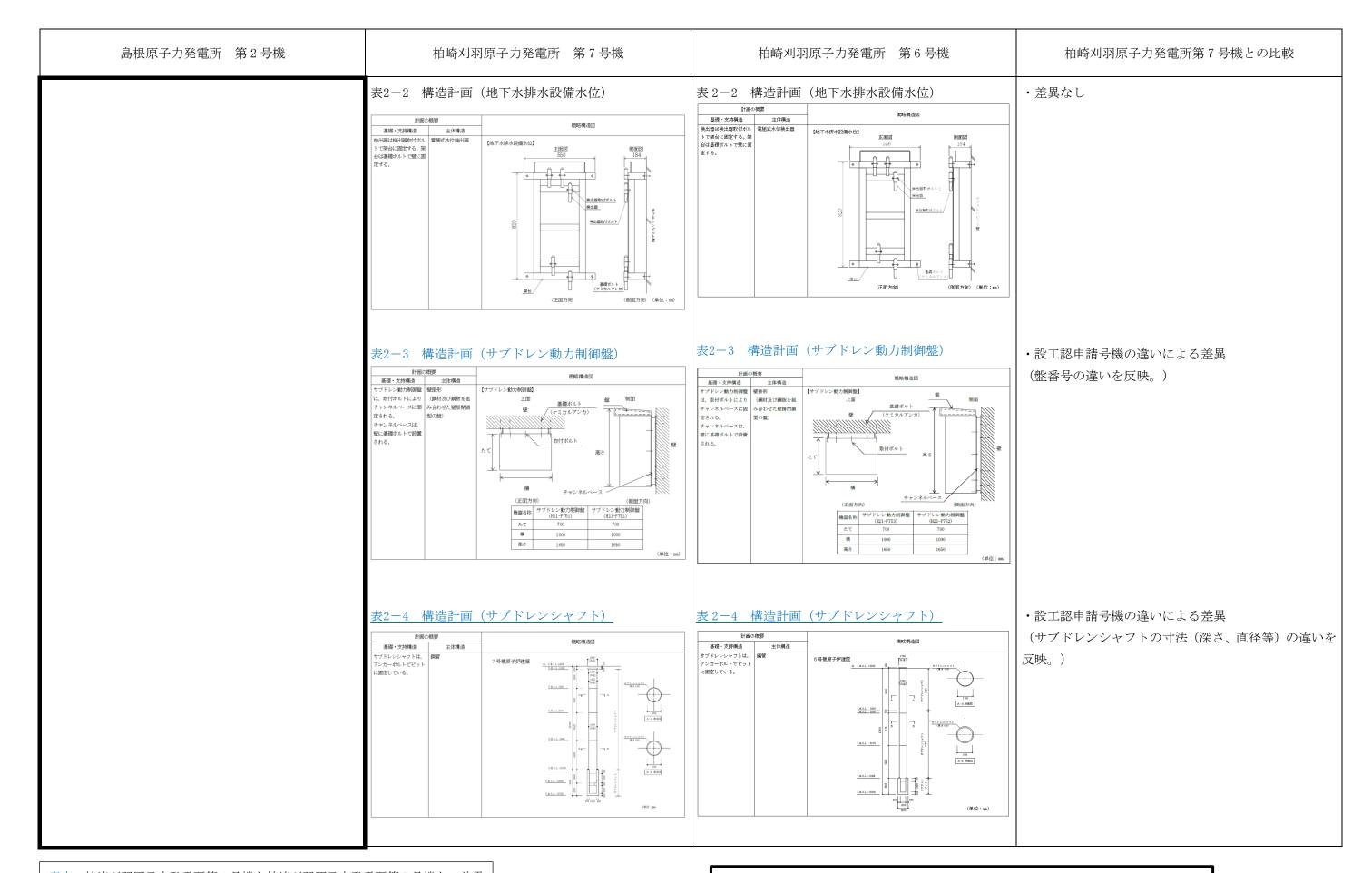
東京電力ホールディングス株式会社 資料提出日:2023年 12月1日 資料番号:KK6添-2-074(比較表)改0

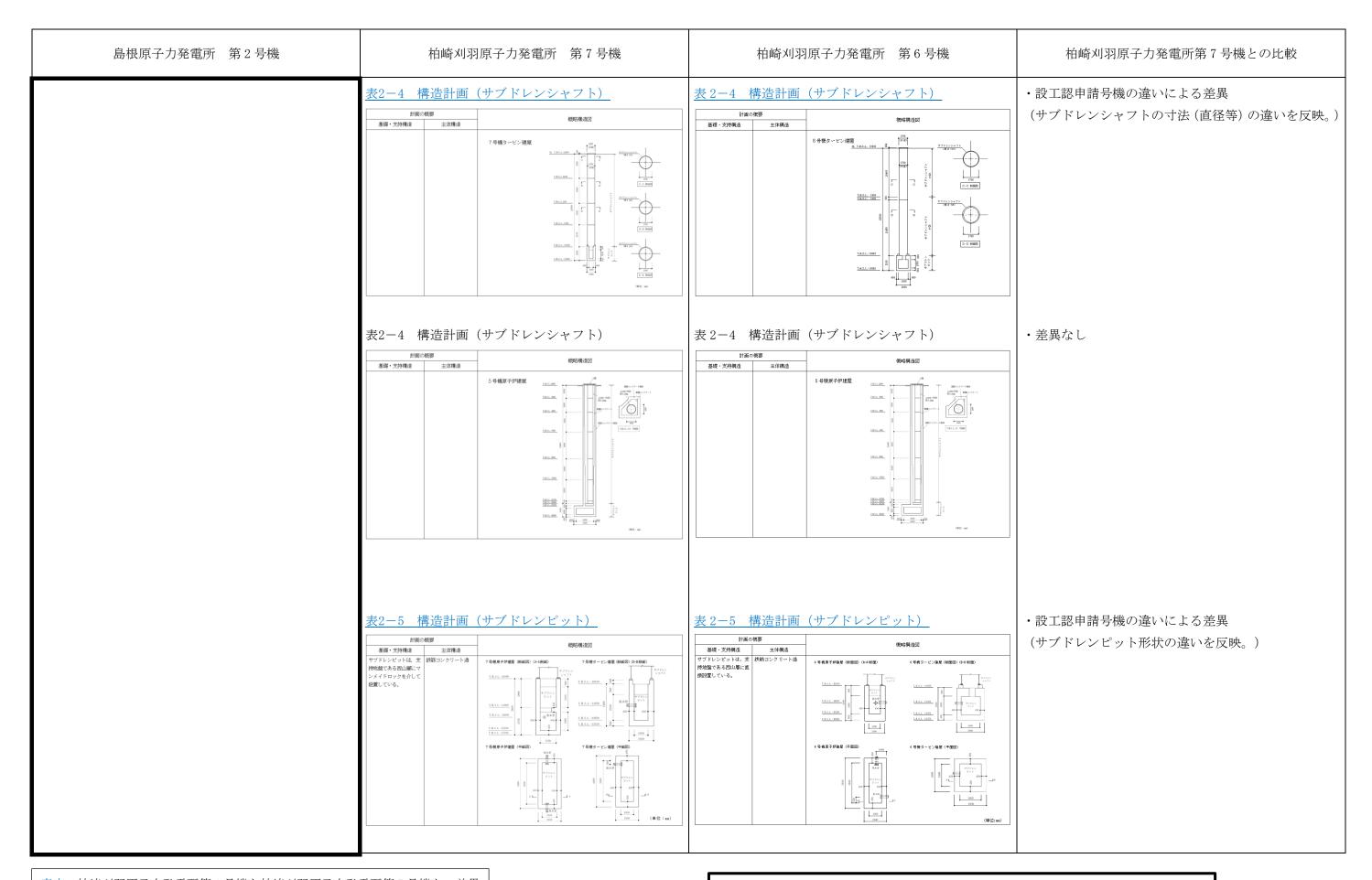
VI-2-2-別添 1-1 地下水排水設備に係る施設の耐震計算書の方針

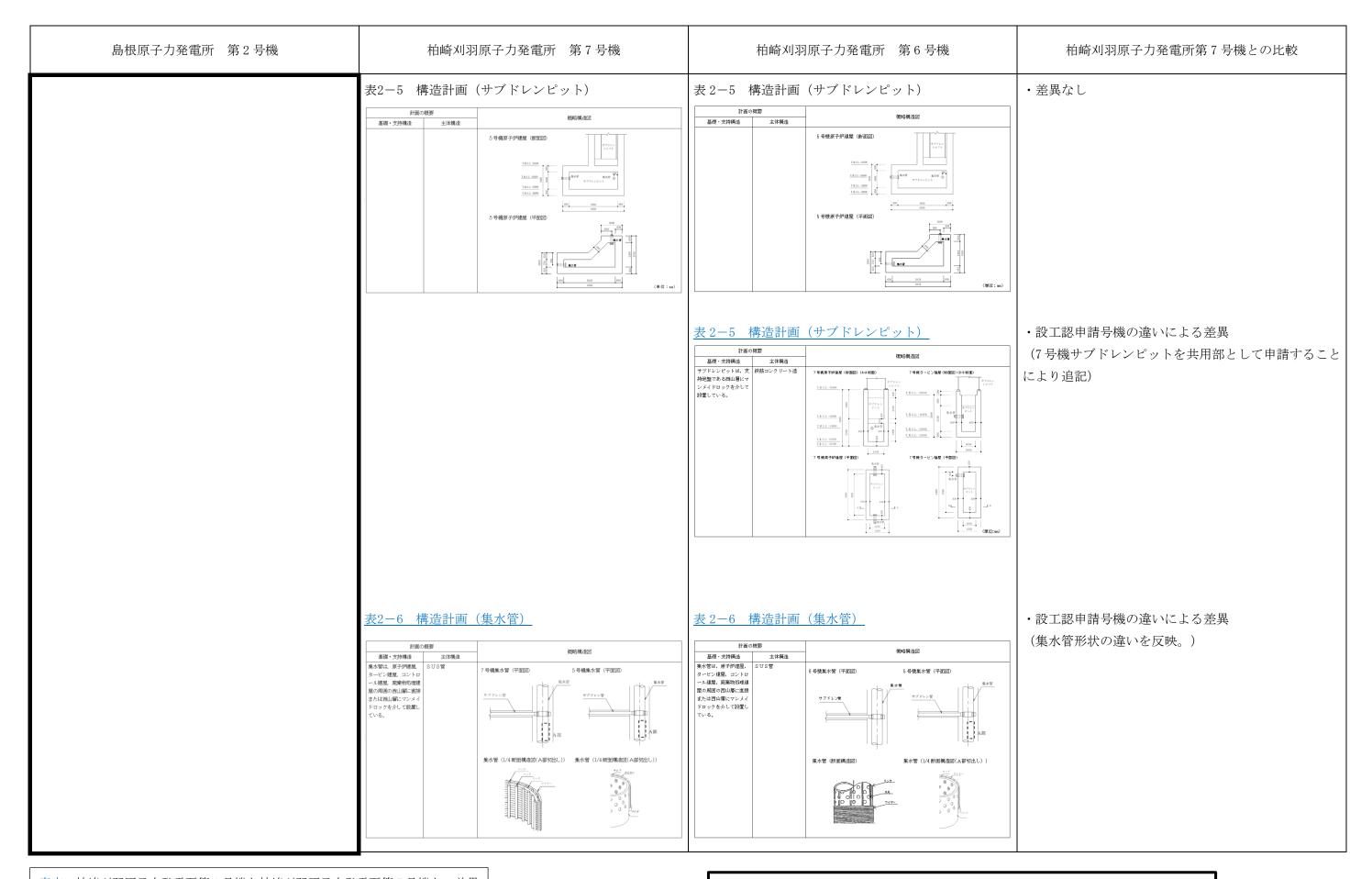
島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	1. 概要	1. 概要	
	本資料は, 「実用発電用原子炉及びその附属施設の技	本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術	
	術基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員	基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委	
	会規則第6号)(以下「技術基準規則」という。)」第	員会規則第6号)(以下「技術基準規則」という。)」第	
	5条及び第12条並びに「実用発電用原子炉及びその附属	5 条及び第 12 条並びに「実用発電用原子炉及びその附	
	施設の技術基準に関する規則の解釈」に適合する設計	属施設の技術基準に関する規則の解釈」に適合する設	
	とするため、 $\underline{\mathbf{V}}$ -2-1-9「機能維持の基本方針」にて設	計とするため、 <u>VI</u> -2-1-9「機能維持の基本方針」にて	・設工認申請号機の違いによる差異
	定している構造強度及び機能維持の設計方針に基づ	設定している構造強度及び機能維持の設計方針に基づ	(資料番号VとVIの違い。)
	き、地下水排水設備が、基準地震動 S s による地震力	き、地下水排水設備が、基準地震動Ssによる地震力	
	に対して耐震性を有することを確認するための耐震計	に対して耐震性を有することを確認するための耐震計	
	算方針について説明するものである。	算方針について説明するものである。	
	地下水排水設備のうち、7号機地下水排水設備の計算	地下水排水設備のうち、 <u>6</u> 号機地下水排水設備の計算	・設工認申請号機の違いによる差異
	結果は、 $\underline{\mathbf{V}}$ -2-2-別添 1-2-2 「サブドレンポンプの耐震	結果は、 <u>VI</u> -2-2-別添 1-2-2「サブドレンポンプの耐震	(号機番号及び資料番号VとVIの違い。)
	性についての計算書」、 \underline{V} -2-2-別添 1-2-3「管の耐震	性についての計算書」, <u>VI</u> -2-2-別添 1-2-3「管の耐震	
	性についての計算書」, \underline{V} -2-2-別添 1-2-4「地下水排	性についての計算書」, <u>VI</u> -2-2-別添 1-2-4「地下水排	
	水設備水位の耐震性についての計算書」, \underline{V} -2-2-別添	水設備水位の耐震性についての計算書」, <u>VI</u> -2-2-別添	
	1-2-5「サブドレン動力制御盤の耐震性についての計算	1-2-5「サブドレン動力制御盤の耐震性についての計算	
	書」, $\underline{\mathbf{V}}$ -2-2-別添 1-2-6「サブドレンシャフトの耐震	書」、 <u>VI</u> -2-2-別添 1-2-6「サブドレンシャフトの耐震	
	性についての計算書」, \underline{V} -2-2-別添 1-2-7「サブドレ	性についての計算書」、 <u>VI</u> -2-2-別添 1-2-7「サブドレ	
	ンピットの耐震性についての計算書」, \underline{V} -2-2-別添	ンピットの耐震性についての計算書」, <u>VI</u> -2-2-別添 1-	
	1-2-8「集水管の耐震性についての計算書」及び $\underline{\mathbf{V}}$ -2-	2-8「集水管の耐震性についての計算書」及び <u>VI</u> -2-2-	
	2-別添 1-2-9「サブドレン管の耐震性についての計算	別添 1-2-9「サブドレン管の耐震性についての計算	
	書」に示し、5 号機地下水排水設備の計算結果は、 $\underline{\mathbf{V}}$ -	書」に示し、5 号機地下水排水設備の計算結果は、 <u>VI</u> -	
	2-2-別添 1-3-2「サブドレンポンプの耐震性について	2-2-別添 1-3-2「サブドレンポンプの耐震性について	
	の計算書」、 $\underline{\mathbf{V}}$ -2-2-別添 1-3-3「管の耐震性について	の計算書」、 <u>VI</u> -2-2-別添 1-3-3「管の耐震性について	
	の計算書」, $\underline{\mathbf{V}}$ -2-2-別添 1-3-4「地下水排水設備水位	の計算書」, <u>VI</u> -2-2-別添 1-3-4「地下水排水設備水位	
	の耐震性についての計算書」, <u>V</u> -2-2-別添 1-3-5「サ	の耐震性についての計算書」, <u>VI</u> -2-2-別添 1-3-5「サ	
	ブドレン動力制御盤の耐震性についての計算書」, $\underline{\mathbf{V}}$ -	ブドレン動力制御盤の耐震性についての計算書」, <u>VI</u> -	
	2-2-別添 1-3-6「サブドレンシャフトの耐震性につい	2-2-別添 1-3-6「サブドレンシャフトの耐震性につい	
	ての計算書」, $\underline{\mathbf{V}}$ -2-2-別添 1-3-7「サブドレンピット	ての計算書」, <u>VI</u> -2-2-別添 1-3-7「サブドレンピット	
	の耐震性についての計算書」, <u>V</u> -2-2-別添 1-3-8「集	の耐震性についての計算書」, <u>VI</u> -2-2-別添 1-3-8「集	
	水管の耐震性についての計算書」及び <u>V</u> -2-2-別添 1-	水管の耐震性についての計算書」及び <u>VI</u> -2-2-別添 1-	

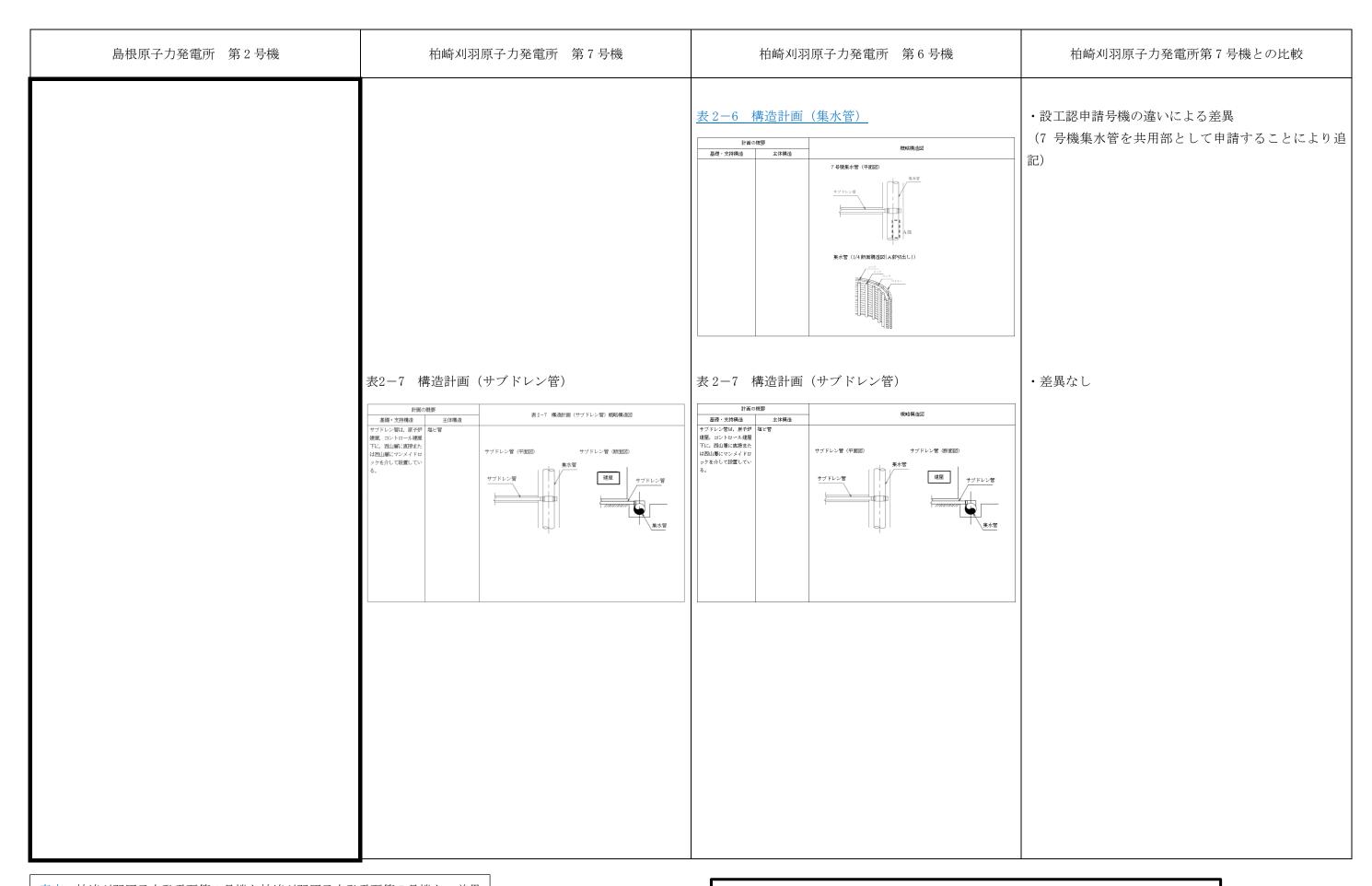
島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第 7 号機との比較
	3-9「サブドレン管の耐震性についての計算書」に示す。	3-9「サブドレン管の耐震性についての計算書」に示し、7号機地下水排水設備の計算結果は、VI-2-2-別添1-4-2「サブドレンピットの耐震性についての計算書」、VI-2-2-別添1-4-3「集水管の耐震性についての計算書」及びVI-2-2-別添1-4-4「サブドレン管の耐震性についての計算書」及びVI-2-2-別添1-4-4「サブドレン管の耐震性についての計算書」に示す。	・設工認申請号機の違いによる差異 (6号機申請にあたって、7号機の共用部分についての計 算書を追加。)
	す基準地震動Ssによる地震力と組み合わすべき他の 荷重による組合せ荷重による応力又は荷重(以下「応 力等」という。)が、「3.2 許容限界」で示す許容限 界内にあることを、「4. 耐震評価方法」に示す評価 方法を使用し、「5. 適用規格」で示す適用規格を用 いて確認する。 地下水排水設備は、基準地震動Ssによる地震力に対 して、その機能を維持又は保持できる設計とすること を踏まえ、水平2方向及び鉛直方向地震力を適切に組	2. 耐震評価の基本方針 耐震評価は、「2.1 評価対象施設」に示す評価対象施設を対象として、「3.1 荷重及び荷重の組合せ」で示す基準地震動Ssによる地震力と組み合わすべき他の荷重による組合せ荷重による応力又は荷重(以下「応力等」という。)が、「3.2 許容限界」で示す許容限界内にあることを、「4. 耐震評価方法」に示す評価方法を使用し、「5. 適用規格」で示す適用規格を用いて確認する。 地下水排水設備は、基準地震動Ssによる地震力に対して、その機能を維持又は保持できる設計とすることを踏まえ、水平2方向及び鉛直方向地震力を適切に組み合わせて実施する。影響評価方法は「4.4 水平2方向及び鉛直方向地震力の考慮」に示す。	・差異なし
	2.1 評価対象施設 評価対象施設は、地下水排水設備を構成するサブドレンポンプ、管、地下水排水設備水位、サブドレン動力制御盤、サブドレンシャフト、サブドレンピット、集水管及びサブドレン管を対象とする。地下水排水設備(管を除く)の構造計画を表2-1~表2-7に示す。	2.1 評価対象施設は、地下水排水設備を構成するサブドレンポンプ、管、地下水排水設備水位、サブドレン動力制御盤、サブドレンシャフト、サブドレンピット、集水管及びサブドレン管を対象とする。地下水排水設備(管を除く)の構造計画を表 2-1~表 2-7 に示す。	・差異なし











島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界 地下水排水設備の耐震評価に用いる荷重及び荷重の組 合せを,「3.1 荷重及び荷重の組合せ」に,許容限界 を「3.2 許容限界」に示す。	3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界 地下水排水設備の耐震評価に用いる荷重及び荷重の組 合せを,「3.1 荷重及び荷重の組合せ」に,許容限界 を「3.2 許容限界」に示す。	・差異なし
	3.1 荷重及び荷重の組合せ 3.1.1 荷重の種類 応力評価に用いる荷重は、以下の荷重を用いる。	3.1 荷重及び荷重の組合せ 3.1.1 荷重の種類 応力評価に用いる荷重は、以下の荷重を用いる。	・差異なし
	常時作用する荷重又は固定荷重は、持続的に生じる荷重であり、当該設備の自重とする。 (2) 静止土圧荷重(P) 静止土圧荷重は、常時作用する土圧による荷重とする。 (3) 内圧荷重(PD) 内圧荷重は、当該設備に設計上定められた最高使用圧力による荷重とする。 (4) 機械的荷重(MD) 機械的荷重は、当該設備に設計上定められた荷重とする。 (5) 地震荷重(Ss)	(1) 常時作用する荷重(D), 固定荷重(G) 常時作用する荷重又は固定荷重は, 持続的に生じる荷重であり, 当該設備の自重とする。 (2) 静止土圧荷重(P) 静止土圧荷重は, 常時作用する土圧による荷重とする。 (3) 内圧荷重(PD) 内圧荷重は, 当該設備に設計上定められた最高使用圧力による荷重とする。 (4) 機械的荷重(MD) 機械的荷重は, 当該設備に設計上定められた荷重とする。 (5) 地震荷重(Ss) 地震荷重は, 基準地震動Ssにより定まる地震力とする。 (6) 運転状態による荷重(IL, IIL) 運転状態による荷重は, 地震と組合わすべきプラントの運転状態における圧力荷重とする。	
	3.1.2 荷重の組合せ 荷重の組合せは、 <u>V</u> -2-1-9「機能維持の基本方針」の 「3.1 構造強度上の制限」に示す荷重の組合せを踏ま えて設定する。	3.1.2 荷重の組合せ 荷重の組合せは、 <u>VI</u> -2-1-9「機能維持の基本方針」の 「3.1 構造強度上の制限」に示す荷重の組合せを踏ま えて設定する。	・設工認申請号機の違いによる差異 (資料番号VとVIの違い。)

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	3.2 許容限界 許容限界は、地下水排水設備を構成する設備ごとに設 定する。 地下水排水設備を構成する施設ごとの許容限界を機 器・配管等については表3-1に、建物・構築物につい ては表3-2に示す。	3.2 許容限界 許容限界は、地下水排水設備を構成する設備ごとに設定する。 地下水排水設備を構成する施設ごとの許容限界を機器・配管等については表 3-1 に、建物・構築物については表 3-2 に示す。	・差異なし
	部位の許容応力状態を考慮し、評価項目を選定する。 建物・構築物の許容限界の詳細は、各計算書にて評価 部位の機能維持のための考え方を考慮し、評価項目を 選定する。	機器・配管等の許容限界の詳細は、各計算書にて評価部位の許容応力状態を考慮し、評価項目を選定する。建物・構築物の許容限界の詳細は、各計算書にて評価部位の機能維持のための考え方を考慮し、評価項目を選定する。 選定した評価対象部位の許容限界を表 3-3 及び表 3-4 に示す。	
	表3-1 機器・配管等の荷重の組み合わせ及び許容限 大きな	表 3-1 機器・配管等の荷重の組み合わせ及び許容限 別 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「	

柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較 島根原子力発電所 第2号機 柏崎刈羽原子力発電所 第7号機 柏崎刈羽原子力発電所 第6号機 表3-2 建物・構築物の荷重の組み合わせ及び許容限 表 3-2 建物・構築物の荷重の組み合わせ及び許容限 ・記載の適正化 (適用規格名称の適正化) 許容限界 施設名称 荷重の組合せ 評価部位 機能維持のための考え方 施設名称 荷重の組合せ 評価部位 機能維持のための考え方 許容限界 網構造設計規準一許 部材に生じる応力が構造強度を確保するための許 「鋼構造設計規準」 容応力度設計法」に基 サブドレンシャフト G+Ss サブドレンシャフト G+Ssサブドレンシャフト 容限界を超えないことを確認 基づく弾性限強度 容限界を超えないことを確認 「原子力施設鉄筋コ 部材に生じる応力が構造強度を確保するための許クリート構造計算規 サブドレンピット壁 | 容限界を超えないことを確認 R材に生じる応力が構造強度を確保するための許 クリート構造計算規 準」に基づく短期許容 準 同解説 に基づく短 期許容応力度 容限界を超えないことを確認 サブドレンピット 「原子力施設鉄筋コ アリート構造計算規 同解説 に基づく短 期許室広小生 部材に生じる応力が構造強度を確保するための許クリート構造計算規 上部スラブ 部材に生じる応力が構造強度を確保するための 準」に基づく短期許容 G+S s 底部スラブ 容限界を超えないことを確認 底部スラブ 「集水管の荷重-変位 部材に生じる応力が内空断面を確保するための許と認められる許容強度 「集水管の荷重ー変位 曲線図」から概ね弾性 集水管 G+Ss 集水管 容限界を超えないことを確認 集水管 G + S s集水管 と認められる許容強度 範囲を設定して求めた 容限界を超えないことを確認 範囲を設定して求めた ひずみ率 ひずみ率 「サブドレン管の荷重 「サブドレン管の荷重 - 変位曲線図」から概 部材に生じる応力が内空断面を確保するための許 - 変位曲線図」から概 サブドレン管 サブドレン管 ね弾性と認められる許 容限界を超えないことを確認 容強度範囲を設定して 容限界を超えないことを確認 容強度範囲を設定して 求めたひずみ率 表3-3 ボルトの許容限界 表 3-3 ボルトの許容限界 差異なし 許容限界*1, *2 許容限界*1, *2 許容応力 許容応力 評価対象部位 荷重の組合せ 一次応力 評価対象部位 荷重の組合せ 状態 状態 引張 せん断 D+Pp+Mp+Ss IVAS 1.5 · f · * 1.5 · f , * 基礎ボルト D+Pp+Mp+Ss $\mathbb{N}_{\mathsf{A}} \mathbb{S}$ 1.5 · f · * 1.5 · f s * D+Pp+Mp+Ss 1.5 · f · * 1.5 · f , * 取付ボルト D+Po+Mo+Ss 1.5 · f · * 1.5 · f . * 注記*1:応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。 注記*1: 応力の組合せが考えられる場合には、組合せ応力に対しても評価を行う。 *2: 当該の応力が生じない場合、規格基準で省略可能とされている場合及び他の応力 *2: 当該の応力が生じない場合、規格基準で省略可能とされている場合及び他の応力 で代表可能である場合は評価を省略する。 で代表可能である場合は評価を省略する。

表3-4 管の許容限界

		許容応力		許容限界	
評価対象部位	荷重の組合せ	状態	一次応力	一次+二次応力	一次+ <i>二</i> 次 +ピーク応力
管	I L + S s II L + S s	IV _A S	0.9• Su	S s 地震動のみいを行い、疲労累和であること。ただよる一次+二次以 Sy以下であればない。	M条数が1.0 以下 し,地震動のみに

注記*:2·S,を超える場合は弾型性解析を行う。この場合,設計・建設規格 PPB-3536(1),(2),(4)及び(5)(ただし, Smは2/3・S,と読み替える。)の簡易弾型性解析を用いる。

表 3-4 管の許容限界

		41 -111		許容限界	
評価対象部位	荷重の組合せ	許容応力	WHT-H	\h -\h	一次+二次
		状態	一次応力	一次 + 二次応力	+ピーク応力
管	I _ + S s II _ + S s	IV _A S	0.9• Su	S s 地震動のみいを行い、疲労累積であること。ただよる一次+二次が Sy以下であればない。	賃係数が1.0 以下 し,地震動のみに

注記*:2・S,を超える場合は弾型性解析を行う。この場合,設計・建設規格 PPB-3536(1),(2),(4)及び(5)(ただし, Smは2/3・S,と読み替える。)の簡易弾型性解析を用いる。

・差異なし

青字: 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

: 申請時からの変更箇所

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第 6 号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	4. 耐震評価方法 地下水排水設備の耐震評価は,「4.1 地盤の応答解析」,「4.2 耐震評価」及び「4.3 機能維持評価」 に従って実施する。	4. 耐震評価方法 地下水排水設備の耐震評価は,「4.1 地盤の応答解 析」,「4.2 耐震評価」及び「4.3 機能維持評価」に 従って実施する。	・差異なし
	4.1 地盤の応答解析 地下水排水設備のうち、7号機地下水排水設備に用いる 地盤の応答解析は、V-2-2-別添1-2-1「地下水排水設 備設置位置の地盤応答」、5号機地下水排水設備に用いる 地盤の応答解析は、V-2-2-別添1-3-1「地下水排水 設備設置位置の地盤応答」に示す。	地盤の応答解析は、 <u>VI</u> -2-2-別添 1-2-1「地下水排水設備 設置位置の地盤応答」、5 号機地下水排水設備に用いる	
	地下水排水設備の地盤の応答解析フローを図4-1に示す。 地下水排水設備 地下水排水設備	<u>地盤の応答解析は、VI-2-2-別添 1-4-1「地下水排水設備</u> <u>設置位置の地盤応答」</u> に示す。 地下水排水設備の地盤の応答解析フローを図 4-1 に示す。 地下水排水設備	
	解析条件の設定 (解析方針) 地盤モデルの作成 (地質構造・地盤物性)	解析条件の設定 (解析方針) 地盤モデルの作成 (地質構造・地盤物性)	
	一次元波動論による応答解析	一次元波動論による応答解析	
	地下水排水設備設置位置における 地盤応答の算定 図 4-1 地下水排水設備の地盤の応答解析のフロー	地下水排水設備設置位置における 地盤応答の算定 図 4-1 地下水排水設備の地盤の応答解析のフロー	

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
		て示す荷重の組合せに対して、「4.1 地盤の応答解析」で示した地盤の応答解析により発生応力を算出	・差異なし
	4.2.1 耐震評価方法 サブドレンポンプ,管,地下水排水設備水位,サブドレン動力制御盤,サブドレンシャフト,サブドレンピット,集水管及びサブドレン管の評価方法について示す。		・差異なし
	(1) サブドレンポンプ 評価対象のサブドレンポンプについては、 <u>V</u> -2-1-9 「機能維持の基本方針」にて示す評価方法及び原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987に 準拠した、評価方法により評価を行う。	(1) サブドレンポンプ 評価対象のサブドレンポンプについては、 <u>VI</u> -2-1-9 「機能維持の基本方針」にて示す評価方法及び原子力 発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987に 準拠した,評価方法により評価を行う。	・設工認申請号機の違いによる差異 (資料番号VとVIの違い。)
	— 造物の耐震計算について」及び <u>V</u> -2-1-14「計算書作成	(2) 管 評価対象の管については、 <u>VI</u> -2-1-12「配管及び支持構造物の耐震計算について」及び <u>VI</u> -2-1-14「計算書作成の方法 添付資料-6 管の耐震性についての計算書作成の基本方針」にて示す評価方法に基づき評価を行う。	
	(3) 地下水排水設備水位 評価対象の地下水排水設備水位については、 <u>V</u> -2-1-9 「機能維持の基本方針」にて示す評価方法に基づき評 価を行う。	(3) 地下水排水設備水位 評価対象の地下水排水設備水位については、 <u>VI</u> -2-1-9 「機能維持の基本方針」にて示す評価方法に基づき評価を行う。	
	(4) サブドレン動力制御盤 評価対象のサブドレン動力制御盤については, <u>V</u> -2-1-14「計算書作成の方針 添付資料-9 盤の耐震性についての計算書作成の基本方針」にて示す評価方法に基づき評価を行う。		

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	(5) サブドレンシャフト 評価対象のサブドレンシャフトについては, <u>V</u> -2-1-1 「耐震設計の基本方針」にて示す評価方法に基づき評価を行う。	(5) サブドレンシャフト 評価対象のサブドレンシャフトについては, <u>VI</u> -2-1-1 「耐震設計の基本方針」にて示す評価方法に基づき評価を行う。	・設工認申請号機の違いによる差異 (資料番号VとVIの違い。)
	(6) サブドレンピット 評価対象のサブドレンピットについては, <u>V</u> -2-1-1 「耐震設計の基本方針」にて示す評価方法に基づき評価を行う。	(6) サブドレンピット 評価対象のサブドレンピットについては, <u>VI</u> -2-1-1 「耐震設計の基本方針」にて示す評価方法に基づき評価を行う。	
	(7) 集水管 評価対象の集水管については、 <u>V</u> -2-1-1「耐震設計の 基本方針」にて示す評価方法に基づき評価を行う。	(7) 集水管 評価対象の集水管については、 <u>VI</u> -2-1-1「耐震設計の 基本方針」にて示す評価方法に基づき評価を行う。	
	(8) サブドレン管 評価対象のサブドレン管については、 <u>V</u> -2-1-1「耐震 設計の基本方針」にて示す評価方法に基づき評価を行う。	(8) サブドレン管 評価対象のサブドレン管については、 <u>VI</u> -2-1-1「耐震設計の基本方針」にて示す評価方法に基づき評価を行う。	
	4.3 機能維持評価 地下水排水設備の構造強度に係る機能維持の方針は、 <u>V</u> -2-1-9「機能維持の基本方針」の「3.1 構造強度上の制限」を準用する。 地下水排水設備の構造強度に係る機能維持に係る耐震 計算の方針は、 <u>V</u> -2-1-9「機能維持の基本方針」の 「3.1 構造強度上の制限」及び「4.1 動的機器の機 能維持」を準用する。	4.3 機能維持評価 地下水排水設備の構造強度に係る機能維持の方針は、 VI-2-1-9「機能維持の基本方針」の「3.1 構造強度上の制限」を準用する。 地下水排水設備の構造強度に係る機能維持に係る耐震 計算の方針は、VI-2-1-9「機能維持の基本方針」の 「3.1 構造強度上の制限」及び「4.1 動的機器の機 能維持」を準用する。	・設工認申請号機の違いによる差異 (資料番号VとVIの違い。)

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	4.3.1 動的機能の維持 地震時及び地震後に動的機能が要求される機器は、地下水排水設備のうち、サブドレンポンプについては、耐震設計上の性能目標を踏まえ、基準地震動Ssによる当該設備床、設計用床応答曲線若しくは設計用最大床加速度から求まる機能維持評価用加速度が、機能確認済加速度以下であることにより確認する。	4.3.1 動的機能の維持 地震時及び地震後に動的機能が要求される機器は、地下水排水設備のうち、サブドレンポンプについては、耐震設計上の性能目標を踏まえ、基準地震動Ssによる当該設備床、設計用床応答曲線若しくは設計用最大床加速度から求まる機能維持評価用加速度が、機能確認済加速度以下であることにより確認する。	・差異なし
	4.3.2 電気的機能の維持 地震時及び地震後に電気的機能が要求される機器は、 地下水排水設備のうち、地下水排水設備水位及びサブ ドレン動力制御盤ついては、耐震設計上の性能目標を 踏まえ、基準地震動Ssによる当該設備床、設計用床 応答曲線若しくは設計用最大床加速度から求まる機能 維持評価用加速度が、機能確認済加速度以下であるこ とにより確認する。	4.3.2 電気的機能の維持 地震時及び地震後に電気的機能が要求される機器は、地 下水排水設備のうち、地下水排水設備水位及びサブドレン動力制御盤ついては、耐震設計上の性能目標を踏ま え、基準地震動Ssによる当該設備床、設計用床応答曲 線若しくは設計用最大床加速度から求まる機能維持評 価用加速度が、機能確認済加速度以下であることにより 確認する。	・差異なし
	4.4 水平2方向及び鉛直方向地震力の考慮地下水排水設備については、基準地震動Ssによる地震力に対して耐震性を有することを確認している。影響評価については、V-2-1-8「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」の評価方針及び評価方法に基づき行う。	4.4 水平2方向及び鉛直方向地震力の考慮地下水排水設備については、基準地震動Ssによる地震力に対して耐震性を有することを確認している。影響評価については、VI-2-1-8「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」の評価方針及び評価方法に基づき行う。	・差異なし ・設工認申請号機の違いによる差異 (資料番号VとVIの違い。)
	5. 適用規格・基準等 適用する規格としては、既往工認で適用実績がある規 格のほか、最新の規格基準について技術的妥当性及び 適用性を示したうえで、適用可能とする。適用する規 格、基準、指針等を以下に示す。	5. 適用規格・基準等 適用する規格としては、既往工認で適用実績がある規 格のほか、最新の規格基準について技術的妥当性及び 適用性を示したうえで、適用可能とする。適用する規 格、基準、指針等を以下に示す。	・差異なし

島根原子力発電所 第2号機	柏崎刈羽原子力発電所 第7号機	柏崎刈羽原子力発電所 第6号機	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	-1987 ((社)日本電気協会) (2)原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編JEAG4601補-1984 ((社)日本電気協会) (3)原子力発電所耐震設計技術指針JEAG4601-1991 追補版((社)日本電気協会) (4)発電用原子力設備規格(設計・建設規格(2005年版(2007年追補版含む。))JSME SNC1-2005/2007)((社)日本機械学会))(以下「設計・建設規格」という。) (5)水道用硬質ポリ塩化ビニル管技術資料(塩化ビニル管・継手協会) (6)日本工業規格(JIS) (7)道路橋示方書(I共通編・IV下部構造編)・同解説((社)日本道路協会,2002) (8)鋼構造設計規準一許容応力度設計法一((社)日本建築学会,2005改定) (9)建築基準法・同施行令 (10)原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説((社)日本建築学会,2005)	容応力編JEAG4601補-1984((社)日本電気協会) (3) 原子力発電所耐震設計技術指針JEAG4601 -1991 追補版((社)日本電気協会) (4) 発電用原子力設備規格(設計・建設規格(2005年版(2007年追補版含む。))JSME SNC1-2005/2007)((社)日本機械学会))(以下「設計・建設規格」という。) (5) 水道用硬質ポリ塩化ビニル管技術資料(塩化ビニル管・継手協会) (6) 日本産業規格(JIS)	 記載の適正化 (適用規格が名称変更されたことを反映)